指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地
中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1

- 2 指名停止措置期間
 - 令和 6年 4月 3日から令和 6年 5月16日まで(1.5箇月)
- 3 指名停止措置の範囲
 - 那須塩原市が発注する工事等
- 4 事実概要
 - 特定大口都市ガスの見積り合わせ等に関し、受注注予定者を決定し、受注予定者 が受注できるように協力していた行為が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁 止)の規定に違反するとして、令和6年3月4日、公正取引委員会から課徴金納付 命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由
 - 那須塩原市建設工事等指名停止基準別表13の項に該当

<那須塩原市建設工事等指名停止基準別表13の項>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
13 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規	3月以上18月以内
定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当である	
と認められるとき (次項に掲げる場合を除く。)。	

本件問合せ先

那須塩原市総務部契約検査課契約係 那須塩原市共墾社108番地2

電話:0287-62-7114